

令和元年度第8回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第1号）

令和元年12月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

1 番 中城 峯雄 君

1 3 番 井本 昭光 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第18号 専決処分の報告について

第 4 報告第19号 専決処分の報告について

第 5 議案第42号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第43号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第44号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 9 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

第10 議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第48号 御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第49号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第50号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第14 議案第51号 御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第16 議案第53号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について
- 第17 議案第54号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第55号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第56号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第57号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第21 議案第58号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第59号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第60号 第6期御船町総合計画の策定について
- 第24 議案第61号 町道の路線廃止について
- 第25 議案第62号 町道の路線認定について
- 第26 議案第63号 財産の交換について
- 第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第28 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 中城 峯雄 君 | 2番 井藤 はづき 君 |
| 3番 宮川 一幸 君 | 4番 福本 悟 君 |
| 5番 田上 英司 君 | 6番 増田 安至 君 |
| 7番 森田 優二 君 | 8番 岩永 宏介 君 |
| 9番 福永 啓 君 | 10番 田上 忍 君 |

1 1 番 藤 川 博 和 君 1 2 番 清 水 聖 君

1 3 番 井 本 昭 光 君 1 4 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	野 中 眞 治 君
教 育 長	本 田 恵 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉 川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第8回御船町議会定例会12月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、中城峯雄君、13番、井本昭光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

令和元年度第8回定例会、諸般の報告。

休会中における諸般の報告をいたします。

11月29日に議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会12月会議の進行等について協議を行いました。第8回御船町議会定例会12月会議の会期日程は、本日12日から12月18日までの7日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回受理しました陳情第8号から第10号までの3件については、机上配布としました。なお請願についてはありませんでした。

次に、議会全員協議会を12月6日に開催し、執行部からの議案の内容説明や各委員会からの活動報告などがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。9月分出納検査は、10月21日と23日の2日間、10月分の出納検査は12月2日と3日の2日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

また、地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による定期監査が10月25日から11月29日までの期間中、12日間にわたって行われました。監査結果については、取りまとめが終わり次第、監査委員より報告していただく予定です。

次に、11月18日から20日まで実施した議会全員研修について報告します。今年度の研修は宮城県内の3つの自治体を視察しました。富谷市では大規模商業施設コストコ誘致の先例自治体ということで、企業誘致を人口増加や地域活性化にどのようにつなげたのか、その取り組みについて視察しました。

また、女川町と南三陸町では東日本大震災からの復興状況や防災体制などについてさまざまな先進的施策を学びました。今回の研修で得たことは、今後の議会活動に大いに参考にさせていただきたいと思っています。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

11月5日から11月6日にかけて嘱託員視察研修を実施しました。視察研修先の山口県下関市では、下関市消防局にて自主防災組織についての研修、福岡県北九州市では、コストコ北九州倉庫店の視察を行いました。

次に、11月28日に職員採用試験第二次試験として、個人面談試験を実施しました。現在採用に向けた手続を進めています。また、令和2年度から始まる会計年度任用職員については、各課からの要求の取りまとめを行い、今後12月16日から令和2年1月17日までの約1カ月間募集を行い、来年2月上旬に選考試験を実施する予定です。

次に、11月9日に秋の火災予防運動の一環で、本町消防団による出発式を行いました。出発式では、町内4園の園児による通常点検が披露された後、出発申告を行い、町内のパレードと消防団による火災予防広報活動を行いました。

次に、11月24日に県の防災訓練に合わせて、総合防災訓練を行いました。訓練に参加したのは、自主防災組織が17組織、町職員158人、消防団員178人でした。午前8時30分に町内全域にサイレンを吹鳴し、訓練を開始しました。各地域では、避難訓練や炊き出し訓練、緊急連絡訓練など行われ、庁舎内ではさまざまな事案を想定し、初動対応の確認と情報伝達の訓練を行いました。今回初めて全町的な訓練を行いました。いろいろな課題や意見があり、一つずつ検証しながら、今後の災害対応に活かしていきたいと考えております。

次に、企画財政課について報告します。

11月30日、みふね合同求人面談会がスポーツセンターで開催されました。この面談会は御船町企業連絡協議会が主催した初の試みで、人材確保や企業PRを目的に、19の事業者等が参加し、町内外からも約60人が来場されました。また、11月29日と30日の2日間福岡都市圏からの移住体験ツアーを実施しました。このツアーは、本町に移住した後のことをイメージできるように、仕事情報の提供や町内商店での買い物体験なども行程に組み込まれました。仕事情報の提供では、先ほどのみふね合同求人面談会で御船町企業連絡協議会と連携した雇用の場のPRを行いました。今後、12月21日にツアー参加者に対する福岡市での移住相談会を開催し、さらに詳しい御船町の情報提供を行う予定です。

次に、第6期御船町総合計画策定について報告します。現行総合計画は、令和元年度をもって計画期間が満了することから、昨年7月から新総合計画の策定に取り組んでまいりました。これまで私を本部長とする総合計画策定推進本部会議を8回、住民16人で構成する策定町民会議を2回、大学教授や各種団体代表者を中心とした総合計画審議会を5回開

催して、町の課題やまちづくりを進める上で大切にしなければならない考え方などについて、意見交換を行ってきました。

また、10月には、議会から計画案について御意見をいただいたところです。こうしたさまざまな御意見を取りまとめ、去る11月14日に総合計画審議会の井田会長から、「原案了承」と答申をいただきました。

総合計画は、御船町議会基本条例第12条第1項及び御船町総合計画策定条例第5条の規定により議会の議決が必要になってまいります。本日、議案として上程させていただいております。

総合計画は、今後8年間の御船町のまちづくりの方針を示した町の最上位計画です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、こども未来課について報告します。

11月28日に第2期御船町子ども・子育て支援事業計画策定のための第3回子ども・子育て会議を開催しました。同計画は、子ども・子育て支援法第61条において、すべての自治体が5年を1期として策定を義務づけられている法定計画で、今回はその素案の検討を行い、令和2年4月1日のスタートに向けて充実した会議を実施することができました。

また、10月1日にスタートした幼児教育・保育無償化についてですが、広報みふね9月号及び町ホームページへの掲載、保育所並びに認定こども園利用者全員への説明文書の配布等により周知を図ってまいりましたが、問い合わせが数件あったものの、大きな混乱はなく、事務手続に関しても順調に遂行しています。

次に、復興課について報告します。

災害公営住宅一丁目第1団地が完成し、12月10日に現地にて鍵渡し式を開催しました。式には、入居者、町議会議員、地元関係者、工事関係者、御船高校書道部部員の約40名が出席し、感謝状の贈呈、テープカット、鍵渡し、モニュメントタイル除幕式を行いました。モニュメントタイルは御船高校書道部の皆さんが熊本地震からの復興への願いを込めたメッセージを書にしたため、作品をタイルに焼き付け制作したもので、住宅のエントランス部分に設置されています。この作品に込められた思いは、入居者をはじめ多くの町民に勇気を与えてくれるものと思います。

なお、11月末時点での仮設住宅の入居者状況は、建設型仮設住宅が63戸、153人、借上型仮設住宅が32戸で、75人、合計95戸の228人となっています。先月末と比べ39戸、75人の

方が応急仮設住宅から退居し、恒久的な住まいの再建がなされております。

次に、健康づくり支援課について報告します。

10月2日から11月29日の期間、9校区において健康づくり地区推進員による各校区健康教室を開催しました。高齢者を対象に血管年齢測定を行い、楽しみながら行う頭のトレーニングや筋力トレーニング教室等に多数の参加がありました。また、参加者は指導員からの適度な運動によるエネルギー消費と筋肉の維持によって健康寿命を延ばすことの大切さについての話に、熱心に耳を傾けていました。

次に、全地区の健康づくり推進員を対象に、11月15日、19日の2日に分け、4回目となる研修会を開催しました。希望ヶ丘病院の小柳精神保健福祉士を講師に迎え、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守ることができる、ゲートキーパー養成講座を開催しました。参加した委員は、ゲートキーパーの心構えと声かけの大切さを学んでいました。

次に、11月8日及び9日に、7月の住民健診を受診できなかった方を対象とした秋の住民健診を行い、291名の受診がありました。今後は、12月18日に保健センターにおいて、重症化予防及び保健指導の必要な方に対する結果説明や、保健指導を行う予定としています。

次に、農業振興課について報告します。

今年、6月30日に発生しました豪雨災害で被災した農地23件、施設22件、合計45件の災害査定が11月11日から14日にかけて実施されました。今後、発注に向けて事務作業を行ってまいります。

次に、商工観光課について報告します。

10月から始まったプレミアム付商品券について、現在まで非課税対象者と対象の子育て世帯を合わせ、1,960人に商品券引換券を発行しました。町内で使用可能な店舗数も43店舗まで増加しましたので、引き続き関係団体と連携しながら、令和2年3月末の事業完了まで進めてまいります。

続いて、「ONE PIECEくまもと復興プロジェクト」の一環として、令和2年3月末頃にふれあい広場に設置予定のブルック像ですが、現在、平成音楽大学をはじめとした関係団体と連携し、魅力ある除幕式の開催に向け準備を進めています。

次に、建設課について報告します。

10月7日から15日にかけて、都市計画行政の行動指針となる都市計画マスタープラン改

定に向けた都市計画区域内の地区別意見交換会を開催しました。地区ごとの区長、役員及び地元議員の方々の参加をいただき、地域の特性や地域づくりの方針などの意見をいただきました。主な物として、豊かな自然環境を保全しながら、適正な住宅開発の推進や国道445号・443号バイパス道路沿いの土地利用や狭隘道路の拡幅整備、役場周辺の宅地開発に伴う冠水対策など、貴重な御意見をいただきました。

今後、県が策定される御船町都市計画区域マスタープランや第6期御船町総合計画などの上位計画に即した見直しを行うとともに、マスタープラン改定検討委員会からの御意見やパブリックコメントの手続きを経て、共働のまちづくり推進に向け、令和2年3月末での策定を進めてまいります。

次に、環境保全課について報告します。

企業誘致に伴う公共下水道事業小坂地区污水管渠築造工事4工区と、水道事業小坂地区配水管布設工事5工区の入札を12月4日に行いました。今後、契約を締結し工事を進めてまいります。

次に、廃棄物収集において、本年度2回目となる、通常では収集できないごみの特別収集を11月17日に、町民グラウンド駐車場で実施しました。持ち込み件数が121件あり、5.7トンの収集実績でした。

次に、学校教育課について報告します。

11月は小学校、中学校でコンクール等の受賞が続きました。七滝中央小学校は旧校区の伝統芸能を守り育て、地域の応援団として、地域で伝統芸能を披露するなどの取り組みが評価され、日本最大の教育賞と言われる公益財団法人博報児童教育振興会が主催する第50回博報賞を日本文化・ふるさと共創教育部門において受賞しました。また、御船中学校のものづくり部の木工部門は11月に開催された九州大会で優勝し、来年1月に開催される全国大会に出場することとなりました。また、ロボコンコンテストにおいても、12月14日、15日に開催される九州大会に3チームが出場するなど、児童・生徒の頑張りが評価されています。

次に、社会教育課について報告します。

10月26日から28日までの3日間、兵庫県丹波市から恐竜を題材にした交流学习を目的として、8名の子ども恐竜大使が本町を訪れ、恐竜博物館での学習、化石ひろばでの発掘体験、御船小での交流発表会が行われました。

次に、11月10日に開催しました第18回町民スポーツ大会には、各地区から約800人の参加があり、地区間の親睦も深めながら、心地よい汗を流されました。なお、競技の結果は総合優勝が高木地区で、4連覇となりました。また、12月8日に第44回上益城郡町対抗駅伝が開催されました。上益城郡内から5町6チームが参加し、御船町は準優勝となりました。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第19号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第42号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第49号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の

一部変更について

- 日程第16 議案第53号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第54号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第55号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第56号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第57号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第58号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第59号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第60号 第6期御船町総合計画の策定について
- 日程第24 議案第61号 町道の路線廃止について
- 日程第25 議案第62号 町道の路線認定について
- 日程第26 議案第63号 財産の交換について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第18号、「専決処分の報告について」から、日程第28、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」まで26件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提示者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第18号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第21号、工事請負変更契約の締結について。

報告第19号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専

決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第22号、工事請負変更契約の締結について。

議案第42号、御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、御船町の一般職の職員等の給料月額、住居手当の額、管理職特別勤務手当及び勤務手当の額の改定を行うものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号、御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町特別職の給与の額を改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第44号、御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、御船町議会議員の報酬等の額を改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第45号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第46号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の権利に係る制限を見直す必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第47号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案

理由。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項の調整審議に係る審議会を設置するほか、所要の規定整備をする必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号、御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号、御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第50号、御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を制定する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第51号、御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。御船町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。平成28年熊本地震で御船町公民館上野分館が被災し、解体後移転することとなったため、上野分館を新たな場所に位置を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第52号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。提案理由。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第53号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）。令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入

歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億8,677万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ120億271万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

議案第54号、令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ315万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,803万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第55号、令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,865万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第56号、令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,435万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第57号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ532万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,867万円とする。2項、歳入歳出予算の

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第58号、令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,479万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,023万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第59号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）。総則。第1条、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、令和元年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。債務負担行為。第3条、債務負担行為の追加は、「次表のとおり」とする。

議案第60号、第6期御船町総合計画の策定について。第6期御船町総合計画を別紙のとおり策定する。提案理由の説明をいたします。総合計画は、まちづくりの総合的な指針であり、長期的な展望のもとで、行財政運営を計画的かつ効率的に進めていくための方向性を示す重要な計画です。

また、町が策定するすべての行政計画の指針となる町の最上位計画でもあります。基本構想、基本計画については、御船町議会基本条例第12条第1項及び御船町総合計画策定条例第5条の規定により議会の議決を要することとなっており、現行の第5期御船町総合計画は平成24年3月28日に議決をいただいて策定したものであります。

現行の基本構想、基本計画はともに本年度いっぱい計画期間が終了となることから、このたび、令和2年度から令和9年度までの8年間の基本構想と令和2年度から令和5年度までの4年間の基本計画を取りまとめた第6期御船町総合計画を議案として上程したものです。

この第6期御船町総合計画では、みんながわくわくする御船町を将来像と掲げています。これは、さきの震災によって多くの町民の方々が心に影を落とされている状況だからこそ、誰もが夢や希望を持てるような町にしていきたいという思いから、将来像として掲げたも

のです。

また、まちづくりを進めるにあたり、人をつなぐまちづくり、魅力をつなぐまちづくり、未来へつなぐまちづくりの3つの基本理念を掲げ、すべての取り組みの共通指針としています。震災の経験を踏まえ、人と人とのつながりを大切にするとともに、御船町が持つ多様な魅力を最大限に活用し、これまでよりももっと住みよく、もっと魅力にあふれ、もっとわくわくする御船町となっていくようなまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に携わっていただきました皆様にお礼を申し上げ、提案理由の説明といたします。

議案第61号、町道の路線廃止について。道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止する。提案理由。町道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第62号、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。提案理由。町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第63号、財産の交換について。次のとおり財産を交換するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。提案理由。町が計画している町道拡幅工事に必要な用地を確保するため、町所有の土地と相手方の所有する土地を交換しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。1、住所、御船町大字七滝2693番地。2、氏名、松岡秀明氏。3、生年月日、昭和32年12月8日生まれ、満62歳。提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。1、住所、御船町大字木倉17番地1。2、氏名、米満速敏氏。3、生年月日、昭和31年6月25日生まれ、満63歳。提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 散 会